

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

現時点で国から令和9事業年度の様式が示されていないため令和8年分の様式により作成しております。
新様式が提供され次第、本資料の記載内容を基に資料を作成し、国に提出します。

氏名又は名称 いわき都市圏総合都市交通推進協議会
住 所 福島県いわき市平字梅本 21
代表者氏名 齊藤 充弘

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月 日

(名称) いわき都市圏総合都市交通推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

広域多核型の都市構造を有するいわき市では、急速な人口減少や超高齢社会の到来に対応するため、「第二次いわき市都市計画マスタープラン」において、将来目指すべき都市像として『ネットワーク型コンパクトシティ Iwaki』を掲げており、将来都市像を都市交通の面からの実現するための実行計画として、「いわき市地域公共交通計画」を策定し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするとともに、各種施策を推進している。

地域公共交通計画では、本市の主要な公共交通である路線バスについて、人口や都市機能の分布状況、移動実態等に即した路線バスの効果的な運用を図ることとで路線バスネットワークを構築し、市内各拠点間の移動や通勤・通学、通院、買物など市民の日常生活に必要な移動を確保していくこととしている。

路線バスネットワークの中でも、主要な拠点（人口集積地）間を運行し、沿線に学校や総合病院、商業施設等を有する「基幹バス路線（平—いわきNT、平—小名浜、平—内郷—湯本、小名浜—泉）」については、本市公共交通の骨格として路線バスの利便性の向上を図っていくことが求められている。

地域公共交通確保維持事業に位置付ける平—小名浜間、平—内郷—湯本間のバス路線については、「基幹バス路線」のなかでも特に利用が多く、本市の公共交通ネットワークにおいて極めて重要な役割を担う路線である。

このため、利用しやすいダイヤと運行頻度の確保など、当該路線の利便性の向上を図るとともに、地域公共交通確保維持改善事業等により、路線バス運行を確保・維持に必要な支援を行っていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①いわき市地域公共交通計画に基づく目標値

(いわき市地域公共交通計画に記載 P. 30 参照)

■主要な幹線系統の利用者数増加

主要な拠点間を運行する基幹バス路線（平—いわきNT、平—小名浜、平—内郷—湯本、小名浜—泉）に関連する系統について、新型コロナウイルス感染症拡大前の利用傾向まで改善を図る。

目標値：基幹バス路線の利用者数を令和9年度時点で118万人/年以上
(実績値116万人/年)とする

■路線バス収支率の増加

主要な拠点間を運行する基幹バス路線（平—いわきNT、平—小名浜、平—内郷—湯本、小名浜—泉）に関連する系統について、新型コロナウイルス拡大前の収支率まで改善を図る。

目標値：基幹バス路線の収支率を令和9年度時点で約58%以上
(実績値約57%)とする。

②いわき市地域公共交通利便増進実施計画に基づく目標値

(いわき市地域公共交通利便増進実施計画に記載 P. 35～36 参照)

■各基幹バス路線の目標値（令和9年度時点）

①平—いわきNT（参考）	利用者数を30万人/年以上	収支率を約62%以上
②平—小名浜	利用者数を24万人/年以上	収支率を約65%以上
③平—内郷—湯本	利用者数を44万人/年以上	収支率を約58%以上
④小名浜—泉（参考）	利用者数を20万人/年以上	収支率を約49%以上

③令和9事業年度 地域公共交通確保維持事業に基づく目標値

(当該認定申請時に新たに位置づけ)

■各基幹バス路線における利用者数の目標値（令和9事業年度を含めた各事業年度の目標値）

<実績値>

	実績値
①平－いわき NT	30 万人
②平－小名浜	25 万人
③平－内郷－湯本	42 万人
④小名浜－泉	19 万人
合計	116 万人

<目標値>

	令和9事業年度
①平－いわき NT	30 万人
②平－小名浜	24 万人
③平－内郷－湯本	44 万人
④小名浜－泉	20 万人
合計	118 万人

※ ②平－小名浜、③平－内郷－湯本については、地域公共交通確保維持事業の対象系統である(1)いわき駅－鹿島 SC－イオンモール－小名浜、(2)いわき駅－鹿島 SC－イオンモール－館の腰、(3)いわき駅－常磐病院－湯本駅を含む

■各基幹バス路線における収支率の目標値（令和9事業年度を含めた各事業年度の目標値）

<実績値>

	実績値
①平－いわき NT	61%
②平－小名浜	67%
③平－内郷－湯本	56%
④小名浜－泉	48%
合計	58%

<目標値>

	令和9事業年度
①平－いわき NT	62%
②平－小名浜	65%
③平－内郷－湯本	58%
④小名浜－泉	49%
合計	58%

※ ②平－小名浜、③平－内郷－湯本については、地域公共交通確保維持事業の対象系統である(1)いわき駅－鹿島 SC－イオンモール－小名浜、(2)いわき駅－鹿島 SC－イオンモール－館の腰、(3)いわき駅－常磐病院－湯本駅を含む

(2) 事業の効果

基幹バス路線（平－小名浜、平－内郷－湯本）それぞれの系統を維持することにより、買物・通院・通勤・通学等の日常生活に必要な移動手段が確保される。さらには他の交通との接続により、公共交通全体の利用促進や利便性向上にもつながる。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。</p>
<p>○路線バスの最適化（いわき市、事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行ルートの一統化 ・ 各路線のダイヤを等間隔に変更（30分、60分） ・ 大型商業施設や総合病院に経由する系統に統一 ・ 既存路線を幹線系統と支線系統に分離 <p>○路線バス乗り方教室等の公共交通の利用促進に向けた取組みの実施（いわき市、事業者） （いわき市地域公共交通計画 P. 33、P. 42 参照） （いわき市地域公共交通利便増進実施計画 P. 5～32 参照）</p> <p>○路線の需要調査及び利用促進に向けた広報活動（いわき市、事業者） （令和7年度事業評価に基づき）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る(1)いわき駅ー鹿島 SCーイオンモールー小名浜、(2)いわき駅ー鹿島 SCーイオンモールー館の腰、(3)いわき駅ー常磐病院ー湯本駅について、その運行に係る費用総額のうち、いわき市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の一部を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 交通系 IC カード及び交通事業者から提供されるデータを用いた利用状況調査
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和4年11月28日（第6回）
いわき都市圏総合都市交通戦略（素案）、いわき市地域公共交通計画（素案）の事業内容、及び目標値について合意が得られた
- ・ 令和5年1月31日（第7回）
パブリックコメントを踏まえた、いわき都市圏総合都市交通戦略（案）、いわき市地域公共交通計画（案）について合意が得られた
- ・ 令和5年10月2日（第10回）
地域公共交通利便増進実施計画の委託に関する内容、報告
- ・ 令和6年2月8日（第11回）
地域公共交通利便増進実施計画（素案）について、対象となる基幹バス路線、及び実施する各系統の再編内容について合意が得られた
令和6年4月からの実証運行について合意が得られた
- ・ 令和6年10月24日（第14回）
地域公共交通利便増進実施計画に基づく実証運行の運行結果を報告
- ・ 令和7年1月20日（第15回）
いわき市地域公共交通利便増進実施計画（案）について、合意が得られた
地域公共交通確保維持事業に関する記載等について、修正を行ったいわき市地域公共交通計画の改定について合意が得られた
- ・ 令和7年2月28日（第16回）
地域公共交通確保維持改善事業に係る令和7事業年度における計画認定申請について合意が得られた
- ・ 令和7年5月28日（第17回）
地域公共交通確保維持改善事業に係る令和8事業年度における計画認定申請について合意が得られた
- ・ 令和8年1月22日（第21回）
令和7事業年度に実施した事業の評価について合意が得られた
- ・ 令和8年5月26日（第24回）
地域公共交通確保維持改善事業に係る令和9事業年度における計画認定申請について合意が得られた

19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通確保維持事業に位置付ける平一小名浜間、平一内郷ー湯本間については、本市の公共交通ネットワークの骨格となる主要な地区拠点間を結ぶ路線であるとともに、利用実態から、他の路線と比較し特に利用者数の多い路線となっている。

いわき市地域公共交通利便増進実施計画に基づく路線の再編にあたり実施した実証運行（令和6年4月～9月）においては、利用者に対し、聞き取りアンケートを実施したが、両路線ともにダイヤの等間隔運行や大型商業施設・総合病院への経由地の統一等について概ね良好な回答を得ている。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等 ※該当なし
(2) 交通手段の検討状況 ※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)

(所 属)

(氏 名)

(電 話)

(e-mail)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

いわき市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
いわき市地域公共交通計画 P. 22
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
いわき市地域公共交通計画 P. 22
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
いわき市地域公共交通計画 P. 23
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価指標
いわき市地域公共交通計画 P. 30

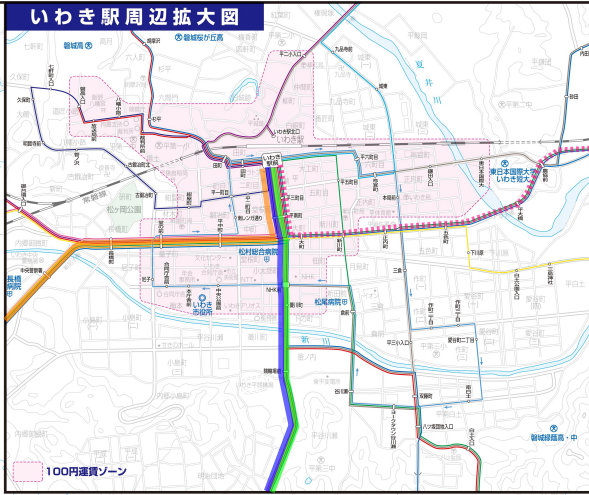
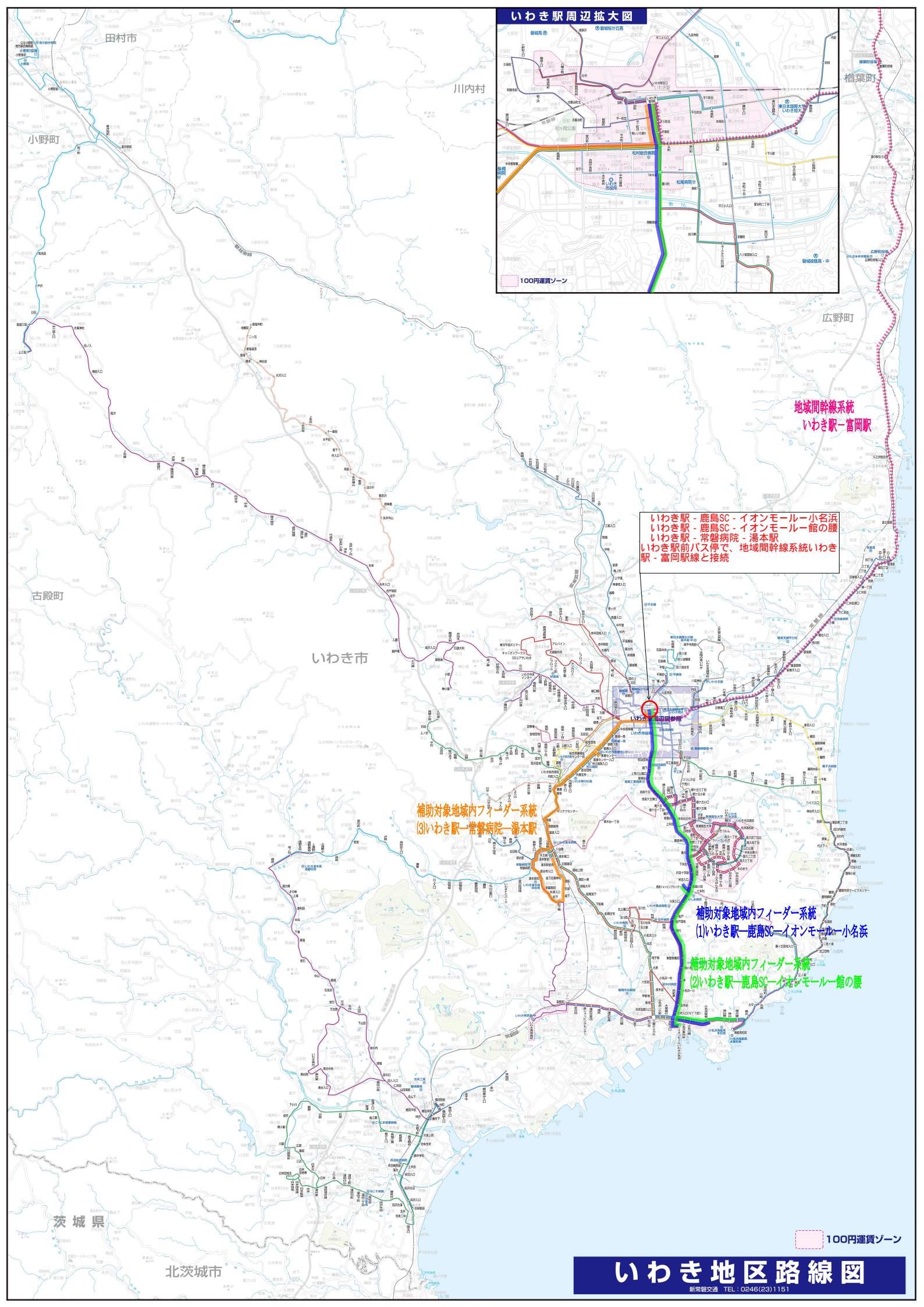
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
いわき市	新常磐交通(株)	(1) いわき駅-鹿島SC-イオンモール-小名浜	いわき駅前	鹿島SC	小名浜車庫	往 15.9km 復 15.9km	365日	6,821.5回	○		路線定期運行	①	JRLいわき駅で補助対象 地域間幹線系統いわき 駅-富岡駅線と接続	
	新常磐交通(株)	(2) いわき駅-鹿島SC-イオンモール-館の腰	いわき駅前	鹿島SC	館の腰	往 17.2km 復 17.2km	241日	1,084.5回	○		路線定期運行	①	JRLいわき駅で補助対象 地域間幹線系統いわき 駅-富岡駅線と接続	
	新常磐交通(株)	(3) いわき駅-常磐病院-湯本駅	いわき駅前	常磐病院	湯本駅前	往 13.9km 復 13.9km	365日	2,672.0回	○		路線定期運行	①	JRLいわき駅で補助対象 地域間幹線系統いわき 駅-富岡駅線と接続	
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



地域間幹線系統
いわき駅—富岡駅

いわき駅—鹿島SC—イオンモール—小名浜
 いわき駅—鹿島SC—イオンモール—館の腰
 いわき駅—常磐病院—湯本駅
 いわき駅前バス停で、地域間幹線系統いわき
 駅—富岡駅と接続

補助対象地域内フィーダー系統
(3)いわき駅—常磐病院—湯本駅

補助対象地域内フィーダー系統
(1)いわき駅—鹿島SC—イオンモール—小名浜

補助対象地域内フィーダー系統
(2)いわき駅—鹿島SC—イオンモール—館の腰

100円運賃ゾーン

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	いわき市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	5552人

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1662人	入遠野村(遠野町上根本、遠野町大平、遠野町入遠野)	山村振興法
1402人	田人村(田人町南大平、田人町旅人、田人町荷路夫、田人町黒田、田人町貝泊、田人町石住)	山村振興法
546人	沢渡村(三和町中寺、三和町下市萱、三和町上市萱)	山村振興法
998人	三坂村(三和町上三坂、三和町中三坂、三和町下三坂、三和町差塩)	山村振興法
944人	川前村(川前町川前、川前町下桶売、川前町上桶売、川前町小白井)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
いわき市地域公共交通計画	令和5年3月20日策定 令和7年1月31日改定	
いわき市地域公共交通利便増進実施計画	令和7年1月31日策定	令和7年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)